資料４

福井市地域生活支援拠点等事業の評価について

１ 地域生活支援拠点等事業の概要

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支えるサービス提供体制である。国の基本指針に基づき整備が進められており、市町村又は圏域において必要な機能を確保することが求められている。

【地域生活支援拠点等の主な機能】

・相談・・・緊急の事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う。

・緊急時の受入れ・対応・・・介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れなどを行う。

・体験の機会・場・・・地域移行や親亡き後に備えて、サービス利用や一人暮らしの体験機会を提供する。

・専門的人材の確保・養成・・・強度行動障がいを有する者や医療的ケアが必要な者などの専門的な対応ができる人材の養成・確保を行う。

・地域の体制づくり・・・サービス提供体制の確保、社会資源の連携体制の構築等を行う。

２ 本市の整備状況

■面的整備型　　本市では令和4年度より『面的整備型』で整備している。

【傾向・特徴】

〇地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

〇相談機能の活用

〇異なる専門性を持つ事業所間の連携

・専門性のある事業所それぞれが拠点等となり、他の事業所と連携を図ることで、全障がい種別に対応が可能

〇地域の資源を有効活用

・地域の様々な資源を有効活用することで、既存の体制を活かした整備が可能

・地域の事業所が関わることで、地域に一体感が形成される

３ 評価について

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する。

(1) 報告・評価時期

毎年度、年度最後の地域生活支援部会において、報告・評価を行う。

(2) 報告・評価の内容

相談機能

緊急時の受入れ・対応

地域移行のニーズ把握

体験の機会・場の確保

専門的人材の確保・養成

地域生活支援拠点等の運営状況　等